

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯等指定管理者募集要項

那珂川町では、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センター（以下「ゆりがねの湯等」という。）をより効率的、効果的かつ発展的に管理運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年那珂川町条例第14号）第2条第1項及び第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

1 ゆりがねの湯等の設置の目的

町民の保養と健康の増進、定住化の促進及び地域住民の交流を図る。

2 指定管理の概要

(1) 業務名

ゆりがねの湯等指定管理業務

(2) 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

※ 町がゆりがねの湯等の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間中であっても、指定を取り消すことがある。

(3) 管理基準及び業務内容

別紙「ゆりがねの湯等指定管理業務に関する仕様書」のとおり

(4) 指定管理料の上限額（各年度、消費税及び地方消費税を含む。）

令和2年度 14,500,000円

令和3年度 14,500,000円

令和4年度 14,500,000円

※ 指定期間中は、災害等の特別な場合を除き増額はしないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

(5) ゆりがねの湯等の施設概要

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯

- ・所在地 那珂川町小口1671番地1
- ・建物の構造及び延床面積 鉄骨造平屋建、384㎡
- ・建物内の間取り及び配置 大浴場、露天風呂、更衣室他（別紙図面1のとおり）

那珂川町定住センター

- ・所在地 那珂川町小口1672番地1
- ・建物の構造及び延床面積 鉄骨造2階建、291㎡（1階199㎡、2階92㎡）
- ・建物内の間取り及び配置 食堂、厨房、休憩室他（別紙図面2のとおり）

3 申請者の資格

申請者は、指定期間中、安全かつ円滑にゆりがねの湯等を管理運営できる、栃木県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

なお、次に該当する法人等は申請することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 税金の滞納をしている者
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としている者
- (5) 那珂川町暴力団排除条例（平成23年那珂川町条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者

4 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。なお、追加資料の提出を求めることもある。

※ 様式第1号から様式第3号は、町ホームページの本件に係る記事からダウンロード可

- (1) 指定管理者指定申請書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第1号）
- (2) 定款、寄付行為その他これらに準ずる書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 施設の管理の業務に関する事業計画書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第2号）
 - ① 管理及び運営に関する経営方針
 - ・馬頭温泉郷内に位置する日帰り温泉施設である温泉施設を運営するに当たっての総合的な基本方針
 - ・具体的な運営目標の設定及びその評価方法
 - ・施設の維持管理業務の実施方針
 - ・馬頭温泉郷関係団体との連携、協力にする考え方
 - ② 管理及び運営に関する業務の実施計画
 - ・運営体制（業務を実施する基本的な勤務体制）
 - ・利用者サービス向上を図るための方策等
- (4) 施設の管理の業務に関する収支予算書（那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成25年那珂川町規則第11号）様式第3号）

※ 指定管理料の必要額を収入欄に明記すること。
- (5) 直近2事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (6) 定住センターの活用（自主事業）に係る事業計画書及び収支予算書（任意様式）
- (7) 地方消費税、市・町税の納税証明書（納税義務者でない場合、未納の税金がないことの証明書）

5 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、あらかじめ法人等の名称、代表者名、所在地及び電話番号を電子メール又はFAXで下記送信先に送信し、令和元年10月28日（月）午後5時までに、那珂川町商工観光課あてその旨電話で報告すること。

- (1) 日 時 令和元年10月29日（火）午後2時から1時間程度
- (2) 場 所 那珂川町小口1671-1 ゆりがねの湯（現地集合）
- (3) 送信先 メール：kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
FAX：0287-92-3699

6 質問事項の受付並びに回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和元年10月21日（月）から令和元年10月30日（水）まで（開庁日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 受付方法 ゆりがねの湯指定管理者募集に係る質問書（別記様式第10号）に質問内容を記入の上、7（2）に記載の住所あて持参又は郵送で提出すること。
- (3) 回答方法 電子メール又はFAXで随時回答する。

7 申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 〒324-0692
栃木県那須郡那珂川町馬頭555 那珂川町商工観光課あて
(TEL 0287-92-1116)
- (2) 提出期間 令和元年10月21日(月)から令和元年11月1日(金)まで
(開庁日の午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 那珂川町商工観光課に直接持参又は郵送
※ 郵送の場合、(2)の期間内必着のこと。
- (4) 提出部数 正本1部、副本10部
- (5) 注意事項
- ① 提出書類はA4縦型横書きを基本として、ページ番号を付すこと。
 - ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するが、町は指定管理者候補者の選定結果の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用することができる。
 - ③ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
 - ④ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる内容の変更は原則認めない。
 - ⑤ 申請書提出に要する経費等はすべて申請者の負担とする。
 - ⑥ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
 - ⑦ 提出された書類は、必要に応じて複写する。
 - ⑧ 提出書類は返還しない。

8 指定管理候補者の選定方法

指定管理候補者の決定は、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査報告を受けて町長が行う。

- (1) 選定委員会の審査方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年那珂川町条例第14号）第4条の選定基準等に基づき、書面審査、プレゼンテーション及び質疑を行う。
- (2) 選定委員会が審査した結果、指定管理候補者として適当な法人等が無いと判断する場合もある。
- (3) 審査の基準
 - ① 事業計画書による施設の運営が利用者の平等を確保することができるものであること。
 - ア) 施設の設置目的に合致した理念・運営方針か。
 - イ) 施設の利用に関し、公平性を維持する考え方と方策か。
 - ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られ、指定管理料に反映しているものであること。
 - ア) サービスの向上を実現する具体的な計画か。
 - イ) 利用者増加に向けた具体的な計画か。
 - ウ) 指定管理業務と自主事業の両立は図られるか。
 - エ) 指定管理料、施設の利用料金等は適正か。
 - オ) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組みか。
 - カ) 経費の縮減が利用サービスの低下を招いてないか。
 - ③ 事業計画書に沿った施設の管理業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
 - ア) 施設の質を維持又は向上させるものであるか。
 - イ) 緊急時の対応等、安全管理に十分配慮しているか。
 - ウ) 収支予算書の内容と事業計画書の内容に整合性があり適正であるか。
 - エ) 法人等の財務状況は健全であり、業務遂行能力（事務処理能力、知識、経理能力、類似施設の管理実績等）が認められるか。
 - ④ 施設の管理業務に関して知り得た個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置が講

じられるものであること。

ア) 個人情報保護についての配慮と必要な措置は明確か。

イ) 管理体制、人員の配置計画は適正か。

9 無効又は失格

指定管理料の上限額を超える提案は、計画が優れていても審査の対象とならないので十分注意すること。なお、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期間等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 募集要項に違反又は著しく逸脱するもの。
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

10 選定委員会

令和元年11月11日(月)以降に実施予定なので、日時等が決定次第、各申請者あて連絡する。なお、各申請者によるプレゼンテーションについても、併せて連絡する。

11 選定結果の通知

選定委員会の審査報告を受けて町長が決定した選定結果は、各申請者に文書で通知する。

12 指定管理者の決定及び協定の締結

指定管理者は、令和元年12月の那珂川町議会定例会の議決を経て指定する。また、議決後に町と指定管理者の間で協定を締結する。

13 その他

(1) 業務の引継ぎについて

指定管理者は指定期間の始期から円滑かつ支障なく、施設の管理運営ができるよう、前管理者から引継ぎを受けることとする。

(2) 文書の管理保存について

指定管理者は、那珂川町文書取扱規定に準じて、指定管理業務を実施するにあたって作成し又は取得した文書等は、適正に管理・保存することとする。

(3) 情報公開について

指定管理者は、那珂川町情報公開条例に基づき、指定管理業務を実施するにあたって作成し又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものについて、情報の開示及び情報提供を行うことがある。

14 問い合わせ先

- 7 (1) のとおり

(別記様式第10号)

令和 年 月 日

ゆりがねの湯等指定管理者募集に係る質問書

法人、団体名等 (代表者名)	()
住 所	
電 話	
FAX 又は E-mail	
担当者所属・氏名	
○質問の要旨	
○質問の詳細	
○回答欄	

注) 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

送信先：那珂川町商工観光課

FAX : 0287-92-3699 E-mail:kankou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp